

決算期変更、金融庁レビュー、マイナス金利

I 12月決算特有の

会計処理・開示上の留意点

有限責任あずさ監査法人
公認会計士 山田 桂子

回りの下限としてゼロを利用する
方法によることは認められるも
のと考えられる。

の情報に基づいており、文中の意見
に関する部分は筆者の私見であるこ
とを申し添える。

決算期変更時の留意点

はじめに

近年、グローバル化の進展を背景

●近年、グローバル化の進展を背景
に決算期を変更するケースがみら
れるが、その場合には期間の比較
可能性を担保する情報を開示する
ことが適当である。

●2019年12月決算に向けて、金
融庁による有報レビューの重点
テーマ審査項目(ストック・オプ
ション、従業員等に信託を通じて
自社の株式を交付する取引、関連
当事者)については、会計処理およ
び開示の再点検が望まれる。

●現時点において「債券の利回りが
マイナスとなる場合の退職給付債
務等の計算における割引率に関す
る当面の取扱い」を変更する取扱
いは公表されていないことから、
2019年12月期においても「利

12月決算会社では、本決算を目前
に控え、経理担当者の方々は決算準
備の最終点検に当たられている時期
かと思われる。当期から適用となる
新基準や改正事項は他章で詳細に解
説されているところであり、本稿で
は、今期特有の経済事情や企業動向
から実務上留意されたい既存の会
計・開示の論点、および、金融庁レ
ビューの重点テーマ審査に備えた対
応について、アラカルト的にピック
アップして整理したい。なお、本稿
の記載は、2019年12月3日時点

近年、グローバル化の進展を背景
に海外子会社と決算期を統一するた
めに3月決算から12月決算に移行す
るケース等がみられる。そこで、12
月決算に移行した企業が初めて12月
決算を迎えるにあたっての留意点
(会計処理および会計基準の適用時
期)について確認していく。

(1) 会計基準等の定め

わが国において、決算日を変更し
た場合の会計処理等を明確に定めた
会計基準はないが、日本公認会計士
協会が平成24年5月15日に公表した

(2) 決算日を統一する場合の取 扱い

決算日を統一する場合、実務上、
次の2つの方法が考えられる。

- ・親会社の決算日を変更するケース
- ・子会社の決算日を変更するケース

① 親会社の決算日を変更する ケース

子会社の12月末決算に合わせて、
親会社の決算日を3月末から12月末
に変更するケースを例に解説する。
この場合、親会社の事業年度に係る

「比較情報の取扱いに関する研究報
告(中間報告)」(以下、「本研究報告」と
いう)において、これに関する会計
処理等が示されている。研究報告は
会計基準等と異なり規範性はないも
の、実務上は本研究報告の取扱い
が参考になると考えられる。本研
究報告によると、わが国においては、
親会社または子会社の決算日の変
更は、会計方針の変更には該当しない
(本研究報告II 5 A(2))。したがって、
決算日を変更しても遡及適用はせ
ず、比較情報については、前連結会
計年度に係る連結財務諸表を記載す
ることになる(本研究報告II 6 A(2))。